

## 重要なお知らせ

平成 30 年 3 月 1 日

### 健康保険料率の変更のお知らせ

高齢者医療における納付金の大幅な増加から、当組合の平成 30 年度の健康保険料率を 8.80%から 9.20%に変更させていただきますので、被保険者の皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成 30 年度の介護保険料率 1.60%の変更はありません。

#### 1 健康保険料率の変更

健康保険料率		変 更 後	変 更 前
負担 割合	事業主	4.60%	4.40%
	被保険者	4.60%	4.40%
	計	9.20%	8.80%

#### 2 変更年月日

健康保険料率は、平成 30 年 3 月 1 日(平成 30 年 3 月分保険料、但し、任意継続被保険者については、平成 30 年 4 月分保険料)から変更になります。

※健康保険料率は、4月分給与より変更になります。